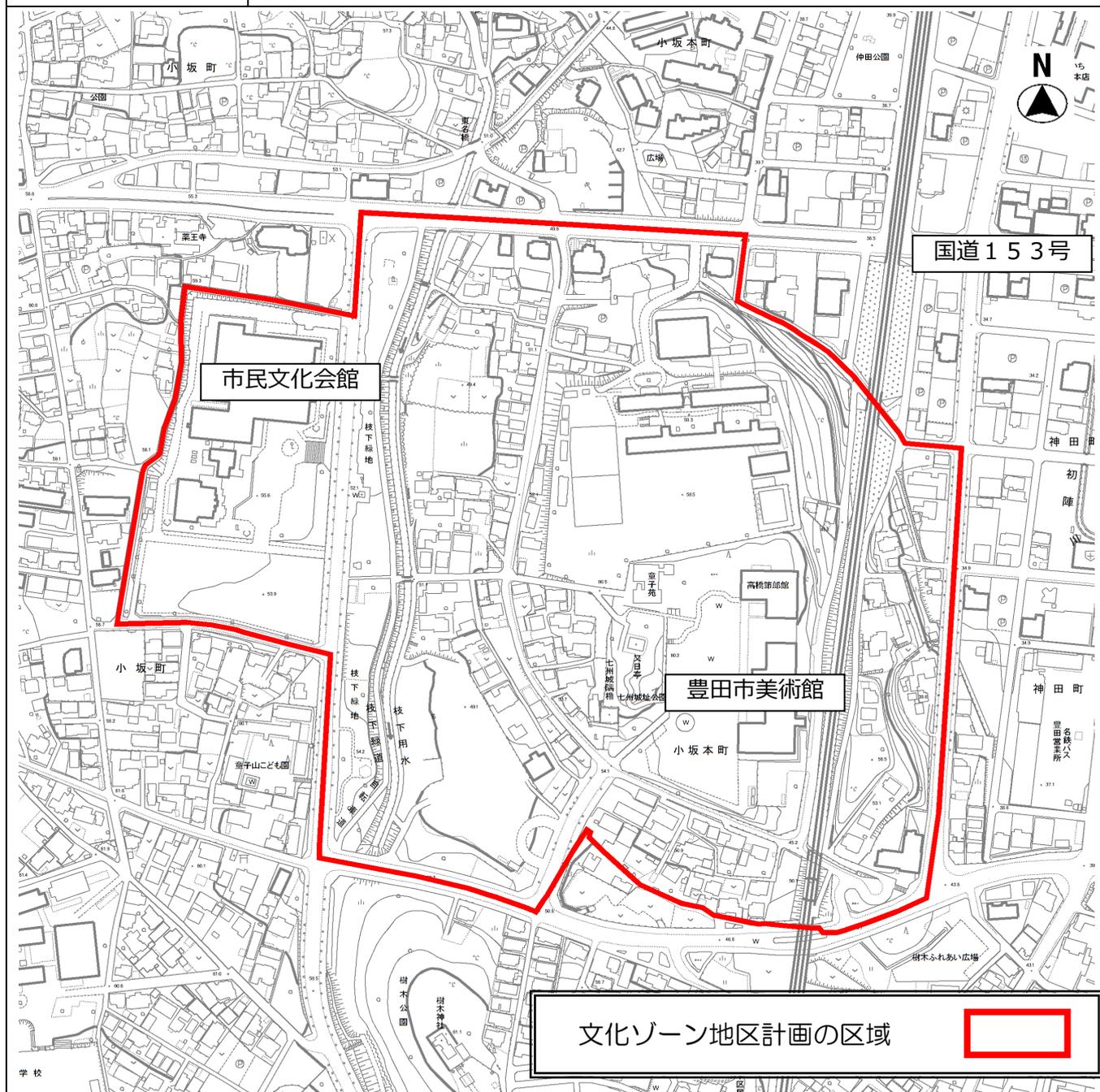


地区計画のルール

文化ゾーン地区計画

【令和2年10月13日告示】

名称	文化ゾーン地区計画
位置	豊田市神田町2丁目、小坂町12丁目、13丁目、15丁目及び16丁目、小坂本町4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目の各一部
面積	約25.6ha



文化ゾーン地区まちづくりの目標

当地区は、本市中心市街地南西部に位置し、本市の文化芸術の拠点として文化芸術に係る中枢機能の集積を図る区域である「文化ゾーン」に該当する。「文化ゾーン」においては、豊田市民文化会館や豊田市美術館などの文化施設が立地している。

本計画は、「緑に包まれた歴史・文化芸術の杜」のゾーンコンセプトのもと、文化芸術について「鑑賞」、「創造」、「発表」、「歴史継承」するエリアとしてふさわしい環境を醸成し、自然や文化と調和した良好な居住環境の形成及び保全を目標とする。

《文化ゾーン地区計画における建物に関するルール》

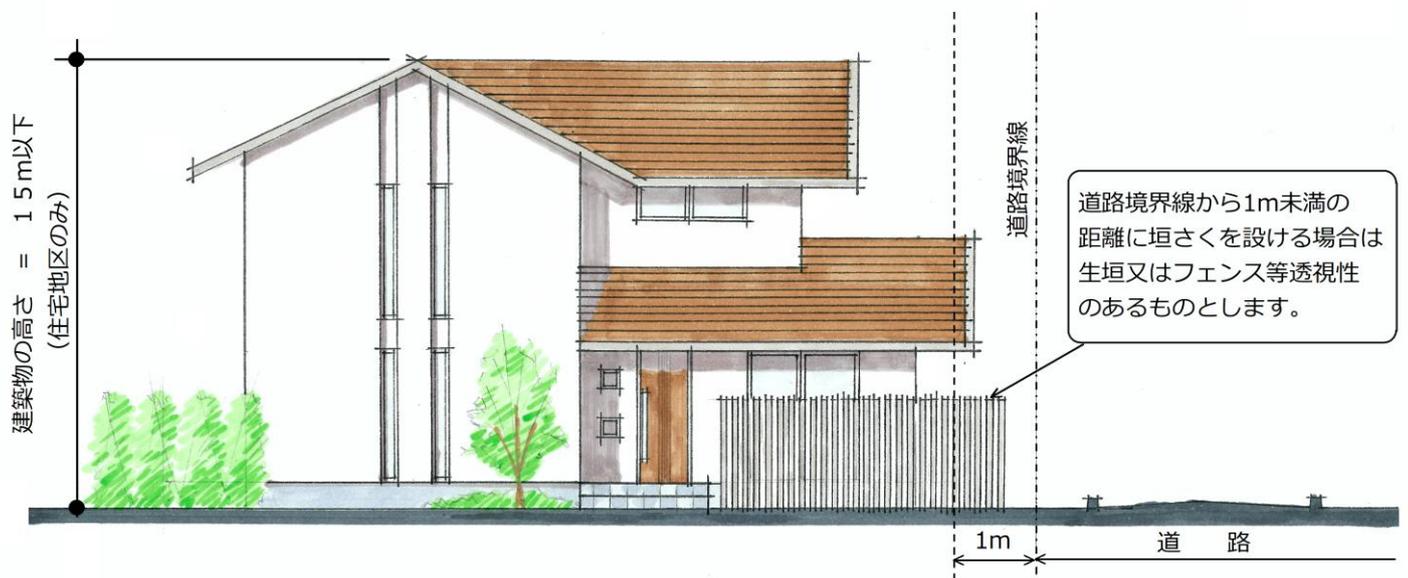
文化ゾーン地区では、以下の内容が建物について定められています。

- ①用途の制限 ②高さの最高限度 ③形態又は色彩、意匠の制限
- ④垣又はさくの構造の制限

地区計画のルール

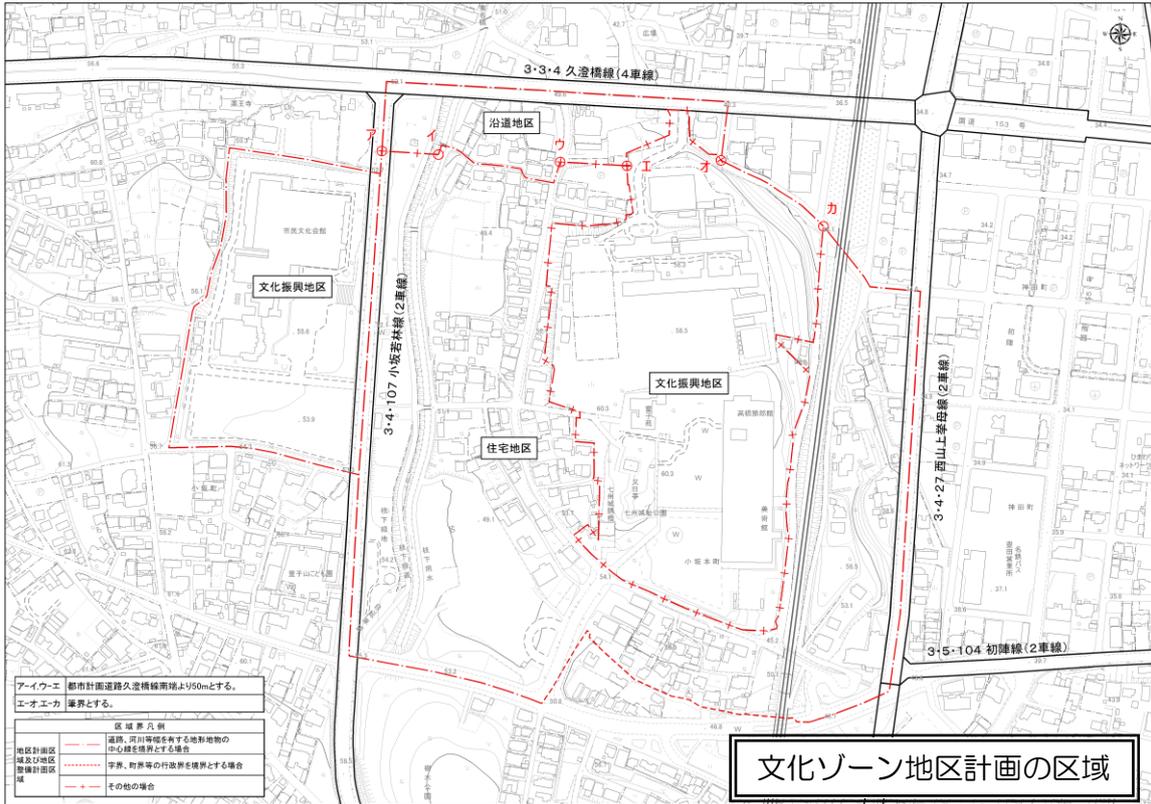
地区	名称	住宅地区	沿道地区	文化振興地区
	面積	約 13.0 ha	約 1.6 ha	約 11.0 ha
都市計画	用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域
	建蔽率	60%		
	容積率	200%		
地区計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第130条の6の2で定める運動施設 3 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15㎡以下のもの、動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。） 4 倉庫で床面積の合計が50㎡を超えるもの（建築物に附属するものを除く。） 5 建築基準法別表第2（は）項に掲げている建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第130条の6の2で定める運動施設 3 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15㎡以下のもの、動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。） 6 倉庫で床面積の合計が50㎡を超えるもの（建築物に附属するものを除く。） 	—

建築物等の高さの最高限度	1.5 m	—	—
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、豊田市景観計画による景観形成基準を遵守し、文化ゾーンのコセプトに調和したものとする。		
垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1 m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6 m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。）としなければならない。ただし、以下のものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路境界線から1 m未満の距離に設置する門塀であって、当該部分の見附面積の合計が5 m²以下のもの 2 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第1項第19号の規定により設けるもの 3 この地区計画の都市計画決定の告示の日現在、道路境界線から1 m未満の距離に存する垣又はさくであって、生垣等以外の垣又はさく（以下「当該垣又はさく」という。）の設置されている敷地で、あらかじめ市長が指定した敷地において、当該垣又はさくの構造を変更しない修繕（構造を生垣等に変更する場合を除く。）を行うもの 		

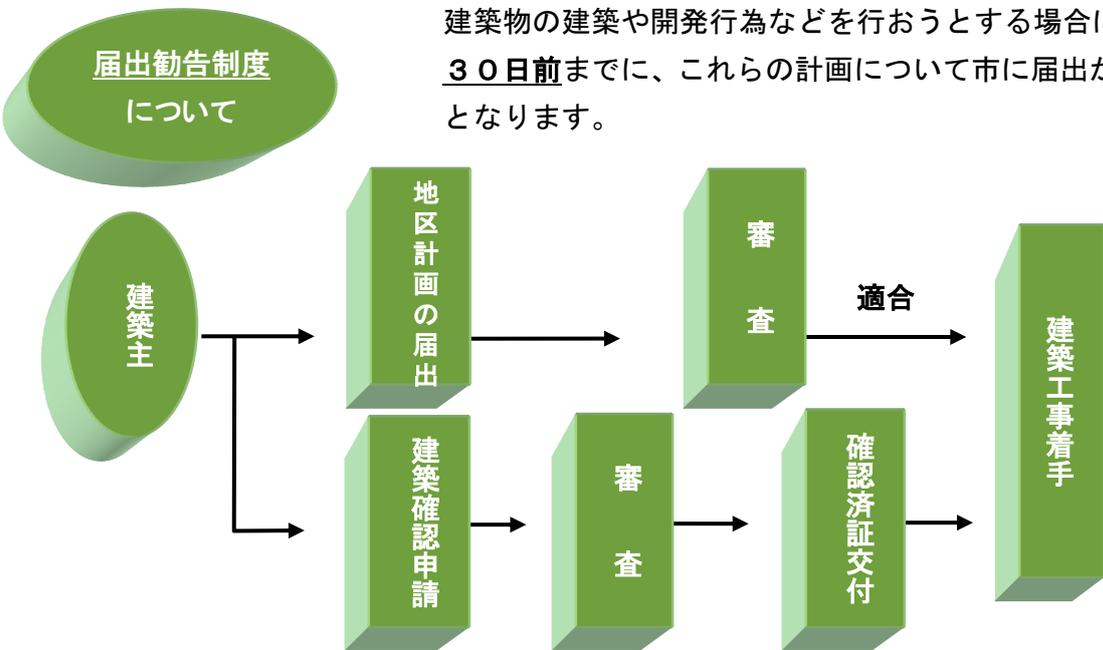


屋根や外壁の色は豊田市景観計画に基づき、文化ゾーンのコセプトに調和したものとしましょう。

計画図



建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**30日前までに**、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

- ・地区計画の区域・ルールの内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620